

委員会における資料の使用に関する申合せ事項（案）

1 基本原則

議会は「言論の府」であり、発言によって議論を尽くすことが基本であることから、質問に際し使用する資料は、質疑・質問の内容をより深めることを目的とする場合に限って補完的に使用する。

2 使用できる資料

- (1) パネル（原則A3版）及びモバイル端末（タブレット端末、ノートパソコン及びスマートフォン）を用いてモニターに表示する資料に限る。
- (2) 図、表、写真等は質問者が権原を有するものに限る。ただし、資料使用に当たっての著作権等の必要な手続きについては、質問者において対応するものとする。

3 使用できない資料

- (1) 現物など前項に定める使用できる資料以外の資料
- (2) 動画及び特定の者の利益を助長し若しくは侵害するもの

4 資料の表示方法

- (1) パネルを使用する場合は、質問者が掲示する。
- (2) モバイル端末を使用する場合は、表示用モニターに接続して表示する。なお、モバイル端末は質問者において用意し、その操作は、質問者が行うものとする。

5 資料使用の許可

質問者は、質問に際し資料を使用する場合は、資料の電子データを原則として、質問日の1日前（府の休日にあたる日は、日数に算入しない）の午後5時までに事務局へ提出し、事務局が取りまとめのうえ、資料の使用について委員長の許可を得るものとする。

6 会議録への掲載

使用した資料は、会議録の巻末に掲載する。

7 その他

この申合せ事項に記載のない内容について、協議が必要と思われるものは、代表者会議において協議する。